**診療情報の提供に関する当院の指針**

1. **この指針の目的**　歯科医師が患者への診療情報を適切かつ積極的に提供することにより、患者が自己の疾病と診療内容を十分に理解し、両者に信頼関係を保ちながら共同して治療効果の向上を図り、疾病を克服することを目的とする。
2. **診療情報提供の一般原則**　患者との信頼関係の上に懇切な診療情報を提供・説明するように努め、十分な理解を得ることとする。
3. **診療記録等（カルテ開示等）による情報提供**　患者から自己の診療録（カルテ）の開示や写しの交付を求められた場合、原則としてこれに応じる。また、補足的な説明を求められた場合は、出来る限り速やかにこれに応じる。提供する診療情報の範囲は、診療録（カルテ）・検査記録・処方箋・X線写真・その他医療従事者が作成した診療記録等とし、法定保管期限内のものとする。ただし、第三者が作成した紹介状や記録等の開示にあたっては、作成した者の承諾を必要とする。
4. **開示を求め得る人**　診療情報の提供は、原則患者本人からの申請に基づくものとするが、患者の年齢や合理的判断の可否によって法定代理人や親族、後見人その他のものとなりうることがある。
5. **開示を求める手続きと様式**　開示を求めようとする者は、身分を証明するものを提示のうえ、当院備え付けの「診療記録等の開示申込書」に必要事項を記載し申請する。当院は、速やかに診療記録等の診療情報提供の適否やその提供の仕方について、「返答書」を交付する。
6. **開示が不適当と判断される場合**　第三者が申請する場合であって、患者本人の同意が得られない場合。患者本人が合理的判断が不能にも係らず、本人が申請する場合。診療記録等の開示が、当院医療機関関係者以外の第三者の利益を害する恐れがあると判断された場合。医学的見地から診療記録の開示をすることが、患者の不利益になると判断された場合。
7. **開示に要する費用の請求**　写しの交付及び要約書については交付に要する費用を徴収することとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　この指針は平成22年10月１日から施行する